

# 横浜市勝田小学校コミュニティハウス利用要綱

制定 令和6年6月15日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基き市民の利用に供する横浜市勝田小学校コミュニティハウス（以下「コミュニティハウス」という。）の利用ルールについて、必要な事項を定めるものとする。

## (利用)

第2条 コミュニティハウスは、地域住民のだけれどもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と共用の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その地域住民の自主的な活動と相互交流のための必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催しなどの自主事業

## (開館時間)

第3条 開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

## (休館日)

第4条 コミュニティハウスの休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末年始：12月29日～1月3日
- (2) 施設点検日：毎月第2火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日のときは翌日）

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めた場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

## (利用時間帯)

第5条 コミュニティハウスの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めた場合に限り、区と協議の上変更することができる。

	月曜日～土曜日	日曜日及び祝日
午前	9：00～13：00	9：00～13：00
午後	13：00～17：00	13：00～17：00
夜間	17：00～21：00	

(貸切利用の申込み及び決定)

第6条 コミュニティハウスの各部屋を貸切利用しようとする者はあらかじめ「団体登録票」を指定管理者に提出し団体登録をしなければならない。

2 指定管理者は、貸切利用の申請を毎奇数月第3日曜日から翌偶数月最終日までの間に、翌々偶数月から2か月分を受付け、申請者が多数の場合には調整を行い決定する。

3 前2項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

4 コミュニティハウスの各部屋を貸切利用する者は、利用に際し勝田小学校コミュニティハウス利用申込書に必要事項を記入して事前に申請し、許可を受けることとする。

5 個人で貸切利用する者は、貸切利用の決定していない部屋に限り、前日又は当日に申込み申請し、許可を受けることとする。

(貸切利用の申込み制限)

第7条 前条第2項の申請は、一時間帯を1コマとし、原則一か月に4コマまでとする。

2 貸切利用が決定していない部屋があれば、利用希望日一週間前から更に1コマ申込みすることができる。

3 前2項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

4 架空の団体名によって重複して申込みを行い、または利用した場合には、以降、その団体の申込みを制限する場合がある。

5 同じ利用者が同じ利用目的で、二つ以上の団体登録はできない。

(利用条件)

第8条 コミュニティハウスを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用時間を遵守すること。

(2) 利用時間内に清掃及び後始末をし、出したごみは全て持ち帰ること。

(3) 使用した物品の点検を行い、所定の位置に返納すること。

(4) コミュニティハウスの設備又は貸与を受けた用具を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

(5) その他指定管理者が定めた事項。

(利用の制限)

第9条 コミュニティハウスは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

(1) 営利・営業を主とする目的として利用する場合。

(2) その他利用の目的がコミュニティハウスの設置趣旨に反する場合。

2 指定管理者は、利用の許可にコミュニティハウスの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) コミュニティハウスにおける秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき。

(2) コミュニティハウスの設置の目的に反するとき。

(3) コミュニティハウスの管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、または施設の利用を制限し、もしくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例もしくは規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(優先申込み)

第11条 次に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申し込みができることとする。

- (1) コミュニティハウスの自主事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合（自主事業終了後6カ月以内）
- (2) 指定管理者が必要と認めた場合。

(感染症への対応)

第12条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言がされたとき、又はまん延防止等重点措置の措置区域とされたときは、横浜市が所管する市民利用施設等の対応方針に基づいた運営を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年9月1日から施行する。